

第 24 回菊池市都市計画審議会会議録

日 時：令和 8 年 2 月 10 日（火）午前 10 時
場 所： 菊池市役所本庁 3 階 305 大会議室

出席者：〔委員〕柴田 祐、中野 聡太、坂本 芳久、安武 睦夫、島 春代、迫 譲二、松岡
千利、堀田 亜矢美、隈部 喜美、（代理）鍋田 寛志、（代理）園田 浩二

欠席者：〔委員〕笠 愛一郎、泉田 加代子、大山 宝治、田中 教之、志水 由紀子、上水樽
昌幸

事務局：久川建設部長

都市整備課：出口課長、中村係長、坂井参事

（支援業者）国際航業（株）：松浦、山中、中原

会議の開催

事務局

本日は、熊本県北広域本部坂口誠委員の代理といたしまして、同技術管理課主幹鍋田寛志様、また、菊池警察署長の三宅晶子委員の代理といたしまして、地域交通課交通係長園田浩二様にご出席をいただいております。なお本日は、商工会の笠愛一郎委員、農業委員会泉田加代子委員、市議会議員大山宝治委員、同じく市議会議員田中教之委員、菊池女性団体代表者会志水由紀子委員、菊池川河川事務所長上水樽昌幸委員、以上 6 名の方からご欠席の連絡をいただいております。

審議会の本日の出席は、委員 17 名中 11 名となりまして、審議会条例第 7 条第 2 項の規定によりまして、この会議が成立することをご報告申し上げます。なお、当審議会委員の皆様につきましては別にお配りをしております「委員名簿」にてご紹介に代えさせていただきます。

昨年度から 2 カ年間にわたりまして、都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の改定に向けまして検討を実施してまいりました。本年度におきましても当審議会は 3 回目でございます。両計画の策定に関しましては、委員の皆様方からこれまで様々なご意見やご指摘を頂戴いたしまして、都度修正作業および更新を行ってまいりました。

都市計画マスタープランにつきましては、昨年末から約 1 ヶ月間、パブリックコメントを実施いたしましたので、本日は立地適正化計画、こちらの改定についてが主な審議の内容となります。委員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審議会の会長であります柴田先生よりご挨拶を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（会長あいさつ）

会議録署名委員の指名

事務局

審議会運営規則第 10 条第 2 項により、会議録の作成にあたって会議録署名委員を会議の始めに議長が会議に諮って指名するとなっております。

また、議長は、審議会条例第 7 条第 1 項によりまして、会長が議長となるとなっておりますので、柴田会長に議長をお願いして、会議録署名委員を指名することになっておりまして、委員より 2 名のご指名をお願いします。

議 長 毎回お願いをさせていただいておりますが、本日は、島委員と隈部委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

議 長 よろしく願いいたします。

審議会の公開について

事務局 それでは、議案に入ります前に、審議会運営規則第5条によりまして、審議会の公開の宣言を議長にお願いいたします。

議 長 審議会の公開に関して、本日は、公開で進めたいと思います。傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 いらっしゃいません。

議 長 いらっしゃらないということではございますけれども、議事に入ります前に皆様にお願ひがあります。委員の皆さんには、議事が公開されますので、ご発言に際しては個人が特定されるなどがないように十分にご注意をお願いします。

事務局 それでは、早速議案の審議に入りますが、ここからは柴田会長に議事の進行をお願いします。

議案第1号 立地適正化計画の改定について

議 長 それでは、早速、議事次第にしたがって議事を進めていきたいと思ひます。まず一つ目が立地適正化計画の改定についてということで、資料の説明の方よろしくお願ひいたします。それから、都市計画マスタープラン、今後のスケジュールの2つが報告案件となっております。議題の1立地適正化計画について、資料の説明をよろしくお願ひいたします。

事務局

(別添資料に基づき説明)

議 長 全体像をお示しいただきましたので、まず何かご質問、ご意見等あればいただければと思ひますが、いかがでしょうか。

委 員 今回の概要版の説明の4ページ、届出制度の運用で、計画で言いますと147ページですが、そこを少し詳しく教えてもらっていいですか。

事務局 冊子の147ページをご覧ください。こちらの届出制度の運用についてになります。居住誘導区域外で届出が必要な行為を青塗りで書いておりますけれども、居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の開発、建築、こちらの一定規模というのは3戸以上ということになります。3戸以上の住宅開発だったり、建物を建

てるときは届出が必要となってきます。アパートでしたら1棟建てれば大体4戸、4世帯とか6世帯となってきますので、アパートを居住誘導区域外に建てる場合は届出が必要となります。

都市機能誘導区域外における誘導施設、こちらは病院や店舗3000㎡以上を新築する場合などは届出が必要、都市機能誘導区域内における誘導施設である病院や商業施設の休廃止には届出が必要となりまして、こちらは平成29年から届出を提出していただいておりますので、内容についての変更はないということになります。

議長 よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

委員 もう1点です。計画書の120ページの第7章、概要版でいうと4ページの第7章ですが、誘導施策の方針3で「利便性の高い公共交通ネットワークの形成」ということで公共交通の利便性向上とありますが、旭志地域について言いますと、広域連携軸が県道・市道となっていますが、これは、いわゆる昔からグリーンロードを指していると思うのですが、県道菊池赤水線も主要道路になるのですが、その記載がないです。中山間地域に向かう路線と、325号線沿いの国道というような意味合いになってしまっていて、県道の活用の部分が出ていないです。いわゆるバス路線も、ここに記載されてないから都市構造イメージがちょっと合わないのかなという感じがしています。

また、公共交通の利便性の向上とありますが、今あるものを増やすっていうようなものにはしか見えなくて、何を向上させるのかっていう施策が、多分ご説明があったように、菊池市地域公共交通計画に基づいて進めてまいりますというのはよくわかるのですが、今困っているのは例えば空港ライナー線っていうものが必要なんじゃないかと、オンデマンド交通をしていかないと免許返納者や高齢者の方々が困っている。旭志地域で言えば、去年の5月に内科医の先生がお亡くなりになって、内科医がない状況ですから、病院に行くのすら大変だというものがありますし、もう一つは、菊池から熊本市内に行こうとしたときに、交通が大変だということがあります。例えば、旭志の県道菊池赤水線を通っているバスはありますけども、これは50分かかって大津まで行くので、利便性的にもものすごく悪いということになっています。

そういった課題認識と利便性の向上という表現がどのように今後、行っていくのかっていうのがちょっと不明なのですが、ご説明お願いします。

事務局 ご意見ありがとうございます。まず、県道の記載ですが、確かに路線バスの路線に当たるところであれば、広域連携軸の検討に当たる可能性もありますので、そちらは、ご意見をもとに計画に反映させるかどうか1回検討させていただきたいと思えます。

また、交通の方針について、委員に今おっしゃっていただいた部分もありますが、地域公共交通計画に基づく部分がありますので、その方針と照らし合わせまして、地域公共交通計画の方がそういった施策のグリップを握っていくような形にはなってくると思えますので、そちらと齟齬がないような形の取り組みを現時点では考えているところです。まだ、具体的にどういったものというところの記載が現時点で難しいところがありましたので、交通計画との連動というような書き方にとどめているというような現状でございます。

委員 細やかな計画は公共交通計画の中でやるとしても、この立地適正化計画の中で、計画の179ページに目標値の設定という形で、「公共交通ネットワークの確保」、「拠点、居住エリアのニーズに対応した公共交通ネットワークの形成」で、公共交通の誘導施策とあるのだけでも、誘導施策はここに記載する必要があるのであるのかなと思います。誘導施策に基づいて各種計画が動くのではないかなと思うの

ですが、その誘導施策すらはっきりしたものがないのではないかなって思って質問いたしました。

事務局 公共交通ネットワークの確保に関する施策ということで、146 ページに記載させていただいております。146 ページの下段の方ですね。「公共交通の利便性向上」ということで、今の利用実態は、高齢者の方の免許返納などを踏まえて、関係機関と地域公共交通会議で協議を行い、誰もが利用しやすい交通体系を構築し、過ごしやすく訪れやすいまちを目指します、ということで記載させていただいております。やはりバス路線等は年々減ってきているというような状況が今までございまして、コロナの影響等もあり、まずはコロナ禍前の利用実態の数値に戻すための施策を行うと聞いております。

また、あいのりタクシーやべんりカーなどの利用者の利便性アンケート等も公共交通計画策定の際に市民アンケートをとっておりますので、その意見を基に取組を行っていくと聞いてございまして、こちらに関連する取組事業等を記載させていただいてきました。

また、各自自治体と連携して、熊本空港から市内へのバス路線を誘致し、市民や観光客の利便性向上を図ることを今検討しておりますので、こちらにも記載させていただいております。以上です。

議長 はい。いかがでしょうか。

委員 誘導施策の「公共交通の利便性の向上」これは、当たり前なことなんです。ただ、ここは見直しという言葉が要るのかなと思います。「交通体系の見直しと利便性の向上」じゃないかなと思って、交通体系の見直し等については別計画の中でしっかりやっていっていただくということで、やはり見直しというものがないと、もうニーズに合っていないんじゃないかと思います。今、路線バスにほとんど乗ってないんですね。乗ってない状況もわかって、何千万っていう負担金を出していると。それをライナー便に切り替えてオンデマンドで繋ぐとかいうようなものにして、いわゆる交通網を巡らすっていうことをしないと。もう路線バスがニーズに合っていないから見直してという言葉があるのじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 ご意見ありがとうございます。いただいたご意見の方につきましては、確かにおっしゃるような部分がございます。今いただいた意見を基にしまして、再度内容の見直しを行っていきたくて思っております。

議長 はい。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

委員 今、交通関係が出ましたので、一言だけ言わせていただきたいと思います。基本的には公共交通計画の段階で、いろんなことを決まっていると思いますが、区長会するときもこの案件が出たときに発言したことがあるのですが、本来ならば公共交通というのはバス、鉄道、そういうものだと私は思っておりますが、残念ながら本市にはバスしかありません。今やっているべんりカーとかのりあいタクシーは、それを補完する交通サービスだと私は捉えています。したがって、その色分けと言いますか、そういうのをやらないと、いろんな課題も整理ができないということになってくるのではないのでしょうか。したがって、利便性向上にどういふものがあるかというのは、その辺をちょっと整理しないと、だめなのではないかというふうに思っております。

特に、のりあいタクシーとべんりカー。これは、先ほど言いましたように補完する交通サービスですから、利用者の立場に立って物事を考えないといけない訳ですね。一番なのは利用料金。べんりカーはどれだけ乗っても 100 円かな。タク

シーは、例えば、距離があれば1,000円とか。高齢者の年金の人はそれを使えるのかという問題もありますので、そこら辺を整理して、やはり入れていかないとと思いますが、それは先ほど言いました公共交通計画の段階の話ですから、ここでいろんなことを言っても、整理が可能なところだけで私は良いのではないかと思います。以上でございます。

議 長 はいありがとうございます。そのあたりはどういう扱いというか整理になっていきますでしょうか。

事務局 ご意見の方ありがとうございます。今、委員がおっしゃっていただいたように、基本的にはそういったあいのりタクシーやべんりカーのもう基本的な部分については、地域公共交通計画の段階でのお話をいただいているところでございますけど、本計画につきましては、先ほど事務局からご説明したように、施策の内容のところ、そういった文言を使わせていただいております。

その具体的な運用の流れというところについては、地域公共交通計画の担当課とも協議をしていきたいと思っておりますけれど、この立地適正化計画では、地域公共交通計画に基づいた運行支援というような言い方で留めさせていただいて、具体的な内容については担当課に審議会でご意見をいただきましたということで報告をさせていただいて、運用の方に生かしていければと思っております。以上です。

議 長 はい。よろしいでしょうか。ちょっと今これに関連して私からも、105ページ、106ページ、地域公共交通計画に沿った本当にイメージだけで概要が掲載されていて、146ページの方に「路線バス、べんりカー、あいのりタクシー等のサービスの充実を行っていきます」というふうにあって、3つ対等というか、3つでいきますよということを書かれています。一方でちょっと細かい話になって申し訳ないですけども、都市機能誘導や居住誘導を検討する際には、あいのりタクシーはどこに行くかわかんないですけど、べんりカーは中心市街地なのでおそらくカバーされていると思うのですが、あいのりタクシーは、あれって乗り場があるタイプでしたっけ、ないタイプでどこでもいいんでしたっけ。

委 員 ないタイプです。

議 長 乗り場がないタイプですね。これは、区域設定にはあまり関係ないわけですね。要は、何が言いたいかということ、路線バスのバス停から何メートルみたいなことを根拠に区域を一応設定しているのですが、考慮できそうなのは路線バスのバス停しかないということでしょうか。

事務局 そうです。

議 長 分かりました。一応、確認です。その他いかがでしょうか。

委 員 今回申し上げましたのが、実は旭志地域でいうと、あいのりタクシーは東部側だけが該当エリアで、西部側は該当エリアにない。元々、電鉄バスが走っていた頃は、東西に走る路線バスがありました。これがなくなったことによって、旭志の中では路線バスに乗れないエリアがあります。今までものりあいタクシーのエリアを広げてほしいという要望はやっているので、タクシー業界の都合というか、いわゆる運転手不足だとかいろんな問題で、エリア拡大ができてないんです。だから、違うことも考えなきゃいけないのではないかと、というようなことなんです。だから、今あるものだけではもう対応しきれないから、新たなことも検討が必要なのではないかということ、記載が要るんじゃないかと。だから

これで「サービスを行っていくものとしています」っていうことで終わってしまうと、これ以外の可能性がなくなってしまうので。

例えば、空港から菊池に泊まっているんな仕事をしようとかいう人も来づらい。いわゆるバスに乗ると、えらい山の中にずっと周っていかないといけないっていうような話も聞いていて、そういうことを考えれば、ライナー便もいるだろうし、ライナー便を軸としたときにそれに繋がるようなオンデマンドで繋げればいいし、要は路線バスの必要性も別計画の中では見ていきますと書いてある。しかし、本計画の中では今あるものでやるというような表現ですから、ここに公共交通計画の概要版がありますけども、この中ではそういったものの可能性も「地域内交通運行形態の見直しというものも行います」となっているのだけれど、そこの整合性が取れてないのではないかと思ってるの発言です。

議長

はい。ありがとうございます。おっしゃる趣旨はとてもよく、今のお話でわかりました。私も理解できましたが、難しいところですね。卵が先か鶏が先かみたいなのがあって、誘導するためには路線がないと誘導できないから、路線を充実させますっていうのも誘導施策だと思いますし。とはいえ、現状あるものでなんとか誘導しますっていうのも誘導施策になると思うので、そこをどこまでレベルで書けるかは、なかなか行政の中の内部での調整次第なのかなと思います。一方、一方で前向きに捉えれば、立地適正化計画の方からも交通は重要ですよっていうのは前からはある話なので、この計画からも交通が非常に重要でこういう検討を匂わせるような文言を追加するというか、必要性を明確に位置づけるような文言を書き加えておく。ご提案だと「見直し」っていう一言入れるとかですね。そういうことも一つ手段としてはあるのかなと思いますので、ぜひそこは内部の方でご検討いただければと思います。非常に重要なところですので、ご検討いただきたいと思います。

一般論で言うと、立地適正化計画は、すごくいろんなものを縛らないのですが、いろんなことに影響する計画なんですけれど、実は計画のベースが民間企業なんです。鉄道、バスという。その路線があるかないかで計画が決まってしまうという非常に脆弱な計画なんです、実は。公共交通と言いつつ、民間事業者がバス路線を撤退すると実は区域設定ができなくなっちゃうというすごく脆弱な基盤の計画で、それがまさしく今の部分なのですが、そういう側面が出たのかなと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

その他いかがでしょうか。交通に関しては非常に重要なところかなと思います。

私はもう1つ、今回の新しいもので重要なのがこの地域生活拠点だと思います。区域は皆さんにご検討いただいて設定していただいたのですが、今と同じように誘導施策に関しては、この地域生活拠点に関する施策という項目がないんですね。この145、146ページあたりに、これは何か追加はできないでしょうかっていうことでいかがでしょうか。もしくは、区域を設定するからには何かこういう誘導施策を位置づけないと何もできないのではないかなと思うんですけど、そこで関係する部分があるのでしょうか。

事務局

ご質問ありがとうございます。現時点では誘導施策については、居住誘導区域と都市機能誘導区域の部分のみ、こういった具体的な施策を記載させていただいているところです。地域生活拠点については、現時点では、コンパクトシティのここに誘導するという考えの設定の記載はしていないところなんですけど、そこが必要であれば誘導施策のところに文言を加えるとかっていうような形にはなってくるかとは思っています。

議長

今、これはご提案なんですけど、例えば、この(1)、(2)の次、(3)として「地域生活拠点の誘導施策」とか「整備」という項目を立てていただくのはどうでしょ

うか。要はそれがないと国の事業はできたのだけど、現状では、国の事業をできるから区域設定したけれど、事業は手段であるので、何を目的にこの事業を使うのかっていう、何も書いてないんです。だからここで地域生活拠点を設定したからには何かを充実させますという政策意図がないと、国の事業さえ使えないはずなんです。そういう趣旨も当然必要だと思うし、例えば今の公共交通の利便性の向上とか、見直しと利便性の向上と書くかというその一言すらないわけで、何を目的に設定するのか、というのが正直なところですよ。140ページの6-1の一番最後の段落に「各種サービス維持・存続を図り、地域コミュニティの重要な拠点として機能の確保に努めることとします」と書いてあるので、これは趣旨として理解できるんですけど、具体的に何しますかという。それは実は多分、国の新しい事業に乗っかる事業もあると思うし、乗っからないけど市としてやらなきゃいけない事業もあるはずで、だから国の事業に乗らないから何もしないっていうのは、正直何もしないっていうことだと思うので、何かやはりその事業ができた途端にぶら下がるだけじゃなくて、市としての意図を明確にここに書かないと。せっかく、新しく七城と旭志を位置づけたのだけれど、絵に描いた餅にもなっていたりですね。そこは、非常に重要なところなので、ぜひ、3番目を追加していただき、公共交通を(4)にするというような追加をご検討いただきたいなと思います。

委員 今、会長のおっしゃったところと関係してまして、多分地域生活拠点を初めて入れるので、控えめに入れられたのだらうなと思って見ていました。防災指針のところもそうだと思いますし、もし施策が地域生活拠点に対してあるのであれば、その計画の目標のところですね。そこも入ってないので、何かしら地域生活拠点の目標を少し大雑把にでも測れるような内容にすることが必要なのかなとは思っています。

それと防災指針のところ、短期、中期、長期という表現を5年、10年、20年という形で目標を設定しますと書いているのですが、他のところは多分5年ごとのイメージだったんですけど、この辺はわざとずらしているとか、こういう建付けがいいのかちょっとわからなかったんでちょっと質問させてください。

議長 はい、いかがでしょうか。スケジュールについては。

事務局 はい。資料の177ページをご覧ください。概要版の5ページですね。こちらの防災指針のスケジュールの短期、中期、長期という表現、実施時期の目標については、短期、中期、長期という表現で、他の市町村もされているのではないかと思います。これを5年ごとに計画を見直して、実施状況とか5年ごとに見直していくというような表現で他の市町村も作られていると思っております。

委員 ここに15年とかが入るとかではないってことですね。

事務局 そうです。

議長 はい。よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。私の方がもう1個、今回の見直しでもう1個重要なところが、レッドとイエローゾーンを除くっていう作業だったと思うのですが、指定区域の128ページとかは穴が開いているのですが、防災指針の分析の168ページは穴が開いてない区域があって、それは単なるミスなのか、空いていない状態で分析したという、どう理解したらいいですか。

事務局 こちらは150ページをご覧いただきたいと思います。こちら、(2)の下の方になお書きで書いておりますけれども、防災指針でご指摘のありました、170ペー

ジ、171 ページなど、他の図面等につきましても、現行の立地適正化計画の誘導区域を基に災害リスクの検討を行っております。リスク分析に使っている図面は、現在の立地適正化計画の誘導区域となっているところです。

議 長 どうなんでしょうか。これより前のページでも区域設定しますとなっているので、逆に新しいこの図面差し替えてもいいのかなと。現行で分析する何か意図はあるのでしょうか。違う図面が出てくるので、どういうことだろうと素朴に私は思ってしまったのですが、なかなかそこまで普通の市民は気付かないかもしれませんがちょっとぜひそこを何かご検討いただいて、ちゃんと説明できるようにしていただければと思います。

もう1つ、気になるところは、例えば、171 ページで泗水も本当にごく一部、国道 387 号って書いてある文字の下にレッドとイエローが重なっているのですが、こちらの方は地形図を見ると、抜けてないような気がするのですが、ここはちょっと見えにくいけど抜けているということでもよろしいでしょうか、少し確認だけです。

事務局 こちらはちょっと潰れていますが、抜けております。

議 長 ありがとうございます。それがもう1つ重要な話題で、前回、前々回議論があったのが、同じ168、169 ページの紫のエリア、家屋倒壊等氾濫想定区域、河川の洪水により浸食されて、家屋が流れてしまう可能性があるエリアです。これを居住誘導区域から除くか、それとも含めたままにしておいて、事前の避難などのソフト対応をしていくかといったことが論点となったわけなんですけれども、一応結果的には、これまでの経緯を含めて、例えば実態として市街化しているということも含めて、残すというご判断でした。これについても皆さんぜひご意見いただければと思うのですが、いかがでしょうか。特に現場の実態をよくご存じの方からご意見をいただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委 員 先ほどの地域生活拠点では、除くという条件で除いてあり、宅地が隣接しているんだけどそこは外しています。しかし、今ご指摘のところは残すというのは、ちょっと矛盾しているような気もするのですが、そこを外した場合によって何か不利益を被るとかいうものが出てくるのかがちょっとわからないんですが。

事務局 ご意見ありがとうございます。まず現状の居住誘導区域内につきましては、以前の協議の中でもちょっとお話をさせていただいたところですが、これまで居住を誘導してきた区域で、そこにもう既に居住されている方がいらっしゃるというような状況にありますので、この部分については、誘導区域から外さずに、ソフト対応でという方針でさせていただいております。

一方で地域生活拠点の方につきましては、これから新しく区域を設定する部分ということになりますので、そういったこれまで誘導してきたというような経緯はないというところで、その部分についてはこういった災害区域については、除外するような設定の仕方という形で設定しております。

委 員 これまで誘導してきた区域だから外さない。しかし、今後も危険性があるのに今後も誘導していくというのは、やっぱり計画の見直しであれば、今後は誘導していかないっていうのが本来じゃないかなと。危険区域とわかっているけれども誘導していくっていうのはいかがなものか。何のための計画を今、見直しをしているのかが今の説明ではよくわかりません。

事務局 ご意見ありがとうございます。確かにおっしゃられたように、なかなかその対応が難しいところではあるのですが、例えば、他の自治体、人吉市あたりがこ

ういった形で市街地の周辺、人吉市の場合は、特に大きな川が市街地の中心部を流れているという部分もありますので、市街地のほとんどの部分がそういった浸水想定区域に入っているというような状況であります。なかなかそういった市街地部の中で、ある程度誘導施策を行ってきた部分を外していくという形になると、そこが実際もうたくさんの建築物があって居住者がいる、そこにこれまで誘導してきたってというような経緯もありますので、その部分を全て外してしまうというのがなかなか難しいので、今回は誘導区域に残したまま避難経路とかそういったところの対応を計画に謳うことで、誘導区域として引き続き進めていくというような形で今は進めさせていただいております。

委員　　これ外したらデメリットもしくは、何か不利益を被るか先ほど聞いたんですけど、考えはありますか。

事務局　　区域から外した場合、一般的な補助事業、都市再生整備計画で行うような補助事業が、その区域では実施ができなくなるというようなデメリットが発生します。

議長　　なかなかそこは判断というか、対応が難しいところかなというふうに思うんですけども、逆にその区域に含めるという計画であるとするれば、そのソフト対策の部分が176ページ書かれていますけれど、これは本当に実効性を持ったものとして実行できるかというところが非常に重要なわけです。なので、目標値が防災に関する180ページ、防災に関する目標が一応自主防災組織の組織率もあるのですが、これしかしょうがない実態も何となくわかっているのですが、本当は組織率だけじゃなくて活動率ですよ。何をもち活動というかは非常に難しいと思いますけども、そちらの方が重要ではあるんですが、何か目標値を設定するとそれを評価するのは非常に難しいので目標値として設定しにくいんですけど、何か実効性を持ったものとしてこの176ページが動くような、庁内の体制作りかもしれませんけども、何かその辺りの地区防災計画とか、何かそれこそ要支援者の個別避難計画の策定とか、何かその辺で具体的に現在動いているものとか何かありますでしょうか。それがあれば少しは安心できると思ったのですが。

事務局　　防災担当部局の方から、具体的な内容まではこちらの方で把握してないので、今お答えというのが難しいところではあるんですけど、当然今回の防災指針の検討につきましては、この前段階で庁内検討委員会の中でも、防災交通課との連携を非常に密にして、内容についても防災交通課としっかり連携して内容を確認した上で記載していきなさいということで、強く指摘の方いただいておりますので、そのあたりについては防災交通課からも、また情報を仕入れた上で、やっていきたいと思っております。

議長　　はい。わかりました。ぜひこの防災に関わる、関わらずなんですけども、評価する場合にその実態、区域設定して待つだけではなく、誘導施策の実質的な実行が非常に重要かと思っておりますので、特に今の部分は重要かと思っておりますが、その他の部分、先ほどの交通もぜひそういった体制作りが重要かなと思っております。
その他いかがでしょうか。

委員　　基本的にはまちづくり、それから生活のしやすさという観点からみますと、この要望に基づいた施策を大体考えられていると思いますが、自然とか公共交通機関というのは先ほど出ましたので、もう一つは高齢者や障害者、これについては満足度が低くて重要度が高いというデータが出ています。これに誘導政策の中にどういう形で入れるかというのはありますけれども、子育て支援とかそういうの

はもう載っていますから、これらは必要ではないでしょうか。高齢者、障害者が暮らしやすいということは、重要ではないかと思いますが。

議長 ありがとうございます。それは、立地適正化計画の趣旨の大きな部分かと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

委員 なお、60ページの資料に基づいて発言しています。

議長 146ページの誘導施策を見ると「子育て」は言葉としては出ていますが、高齢者の記載がちょっと弱いですよという指摘だったのかと思いますけど、おそらくまちなかでの高齢者に対する施策は、何らかあろうかと思いますが、ぜひ、それは掲載していただいた方がいいのではないかなと思いますし、できればその評価の部分、評価の方は総合的な暮らしやすさに関する満足度を聞いていて、評価指標として挙げていますけれども、本当は評価指標とリンクしてくるといいと思うのですが、少なくともこの施策の部分はそういった高齢者のことが、要はウォーカブルという言葉で括られてしまっているんですよ。もう少しそこは具体化してもいいのかなと思いますけど、そこら辺もぜひご検討いただければと思います。その他よろしいでしょうか。

委員 車を乗らなくなった知人が、公共交通が少なく、病院に行くためにも大変な思いをしています。それとべんりカーとあいのりタクシーのことを知らない方が結構いらっしゃるの、その周知をもっとみんながわかるようにしてほしいと思います。周知させるためには、しつこくやらないとできないので、それをお願いしたいのと、あとウォーカブルシティで菊池が誇れるぐらいのまちになっていくためには、何が必要かなっていうと安全なまちであることだと思います。私は割とよく歩くのですが、段差がやはりすごく多いです。最近、運動不足かなんかで足が上がってないので、そういう小さい段差につまずいてしまいます。ですから、その辺の安全な歩道整備、そして警察署にお願いしたいのは、再三言っていますけれども、高校生や外国人の方への自転車の交通安全ルールの徹底と指導をお願いしたいと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。今おっしゃっていただいた部分、まちなかを歩くについてもその安全性という部分ですね。そういった交通ルールの部分もそうですし、ハード整備というところで段差がないとか、例えば、地面に穴が開いたりとかそういったことでつまずきやすいとか、そういった部分のご意見というのは貴重なご意見として受けとめております。その点につきましてはそれぞれの道路担当課や、関連する部署に今回審議会でこのような意見をいただいたということでこちらの方からもお話の方をさせていただきたいと思います。

議長 よろしく申し上げます。せっかくいらっしゃるの、警察の方はいかがでしょうか。外国人の方の特に自転車が私も交通ルールとしては怖い、と車で来ると思うのですけども、他に何かありますでしょうか。

委員 自転車の通行方法については、4月1日から自転車反則通告制度というのが始まりまして、これは16歳以上で14歳以下は、対象になりません。各高校に対しては、生活安全課がお願いや指導に上がったりとか、小学校中学校の段階からそういった教育をするということでやっています。先ほど委員の方から高齢者・障害者に優しい、暮らしやすいまちづくりの意見がありましたが、免許返納に関して、やはり免許返納するという一番の理由が、身体機能の低下が挙がっています。やはりこれから公共交通の整備が大事であると、早道かなというところもあ

ります。自転車については、現在、高校や中学校に対して指導を継続しているところではあります。

議 長 はい、どうもありがとうございます。はい。その他いかがでしょうか？

委 員 先ほどの私の質問に対する回答をお願いします。

事務局 先ほど、高齢者についての目標ということでご指摘をいただいたところがございます。確かに計画の記載を見ると、例えば、バリアフリー化っていうのが公園に限ったような書き方をしていたりとかいうところがありまして、そういったところが町全体の部分であれば高齢者の方という対応もできるのですが、その辺の書き方については高齢者支援課から意見をいただいて、反映のさせ方というのを考えていきたいと思えます。

議 長 ぜひ追加をいただきたいと思えます。

委 員 もう1回確認ですが、地域生活拠点の検討、140ページですけれども、この地域生活拠点の考え方と一般的な都市機能というものの違いで、読んでいくと居住誘導とは書いてないのです。地域コミュニティにおける重要な拠点として商業施設や医療施設といった記載があるのだけれども、そういうまちとしての拠点としてのコミュニティとしての評価をしていくということになれば、先ほど言いましたように旭志地域の医療施設、内科はないと、このエリアの中で歯科はあるんですけども内科はないというような状況もあるので、そういったものの課題的なものもきちんと拾い上げて欲しいし、そこに対する誘導っていうものがやはりないと、この地域生活拠点とはなんぞやとなってしまうんじゃないかなと思えます。ゾーニングでは、もっと広いエリアが重点誘導区域になっているものですから、当然住居誘導もあるのだらうけれども、コミュニティ機能を高めるから住居が来るみたいなイメージかなと。だからそこがこの計画上は違うというところが少々わかりづらいかなと思ってます。

議 長 そのあたりいかがでしょうか。

事務局 はい。ありがとうございます。地域生活拠点の考え方につきましては、今委員の方がおっしゃっていただいたようにコミュニティの核となるというところのまさにそういった内容でございます。先ほど会長の方からもご指摘いただいたように、委員からもありましたけど、その誘導施策の部分の表記がないものですから、その辺が弱いというところのご意見がありますので、そこにつきましては今現在ここに記載がありませんので、どういった形で記載するかということも含めて、内容の追記の方が必要かなというふうに考えております。内容を検討させていただいて、追記をしていきたいと思っております。

委 員 もう一点だけです。子育て環境の整備がこの地域生活拠点の検討の中に子育ての文字がないように見えるんですね。前回、お願いをして、子育て関係の補助金とかそういったものも該当しますということで、新明保育園までエリアを拡大していただいたのですが、文言に少子高齢化というものはあるのだけれど子育て環境の整備っていうのがちょっと見当たらないような気がしますので、ぜひコミュニティの場には子育て環境の整備というものも含めていただければと思えます。

事務局 はい。ありがとうございます。今いただいたご意見も含めまして内容の方をもう1回精査させていただきたいと思えます。

議 長 はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。大体意見は出たのかなと思いますが、結構いろんな修正点があったかなというふうに思いますので、ちょっとぜひその辺、ご指摘の点につきましてはですね、ご検討を積極的に行っていただければと思います。後、若干、スケジュールのことも関係するかなと思いますので、また後ほど申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。立地適正化計画に関するご意見としましては、他ありましたでしょうか。

(委員一同なし)

議 長 はい。ありがとうございます。それではぜひ、これでご対応いただきたいとします。

議案第2号 都市計画マスタープランについて

議 長 それではちょっと2点目に行きまして、2点目は報告になりますけれども都市計画マスタープランですね、につきましてご報告よろしくお願ひいたします。

事務局 議題2の都市計画マスタープランの改定について。こちらは報告になります。改定を進めておりましたマスタープラン案につきましてはパブリックコメントを実施しております。実施期間は、12月22日から1月21日まで、閲覧場所は都市整備課と各支所への窓口とホームページにて行っております。周知方法は、広報、ホームページなどを使いまして周知を行っております。ご意見については、ございませんでしたので、3月末にこちらの改訂版について公表を行いたいと思っております。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。二つ目はご意見がなかったということですが、よろしいでしょうか？

(一同異議なし)

議 長 はい。最後に今後のスケジュールということで、報告書の説明よろしくお願ひします。

議案第3号 今後のスケジュール

事務局 議題3は今後のスケジュールになります。本日が計画改定に伴う、第5回の都市計画審議会になります。立地適正化計画案について、予定では2月13日から3月16日までパブリックコメントの実施を予定しておりました。今回修正・ご意見等がございましたので、修正に時間がかかる場合は変更になる可能性もございますが、今回のご意見を基に計画を修正したいと思っております。

今後のスケジュールについては、本来、パブリックコメント実施後に、公表に向けて最後の都市計画審議会の開催が必要となりますけれども、公表まで期間がございませんので、パブリックコメントでご意見がない場合や諮るべき重要な内容がない場合は、審議会を開催せず、会長一任において公表したいと考えておりますが、皆様のご意見を伺いたいと思います。

議 長 ただいまご説明いただいた通りなのですが、本日、ご意見がたくさん出ましたけれど、3月もしくは新年度に公表をしないといけないですかという単純な相談といえますか。もちろん、ベターであるとは理解していますが、1ヶ月ずれこんで、5月公表とかっていうのもあり得るのではないかなというふうに思ったんです。

委員 年度がまたがると委員メンバーが変わったりするかもしれないです。市議会も選挙があり、大きくメンバーが変わる可能性があります。ただ、任期は5月までなので、別に5月中に開催は構わないと思います。今のメンバーでできるはず。

議長 その辺の事情もあるし、各種団体の方もですね。ただ特に地域生活拠点、今回初めて見た感じだったので、私も含めていろんなご意見を申し上げたところが対応できれば、もちろんそれはベストかなというふうには思います。けれども、若干公表をずらすというのも含めて検討の余地があるかなと思ったので、ぜひそこはご検討いただきたいということと、事務局からご提案は今の事情もあるので一応やっぱり3月中には公表したいという意向があります。

その場合でももちろんパブコメに意見があれば、皆さんからご意見に対するご意見いただかないといけないので招集しますけども、なければ私にご一任いただいて公表に向かうということだと思います。それは当然お願いしたいなということでもう一つパブコメをする前に、修正しましたっていう何らかのアクションが、正直我々には欲しいです。それが、わざわざ開催してご説明いただくか、郵送なり、もしくは個別にご説明来ていただいて、こう対応しましたっていう対応か、どちらかいずれは必要かなというふうに思います。そのあたりもぜひご検討いただければと思いますが、よろしいでしょうか。やっぱり何らか説明をいただいた方がよろしいですかね。

(書面でもよいとの声あり)

議長 少なくともそれはしていただいたうえで、パブコメに行くということをお願いできればと思います。本来はここでもう1回開催するべきだと思いますけども、そういった対応でお願いできればと思います。よろしいでしょうか、その辺のスケジュールですね。

(一同異議なし)

議長 ありがとうございます。それでちょっとそういった形で、進めていただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。それでは、その他事務局ありますか。

事務局 ありません。

議長 はい。それでは全体を通して何か。皆様から何かちょっと言い忘れとか。今のスケジュールも含めてご意見あれば、他によろしいでしょうか。

(委員一同なし)

議長 はい。ありがとうございます。若干時間あまりましたけれども、ご意見出尽くしたようでございますので、本日につきましては以上とさせていただきます。皆様にも今日もご意見たくさんいただきましてありがとうございます。それでは事務局にお返ししたいと思います。

事務局 本日は大変ありがとうございました。また委員の皆様方には長時間にわたりまして貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。いろいろ庁内でいろいろ連携して情報を得ながらこれを反映させたいつもりなんですけども、なかなか表現の仕方とか、不足する部分がございます、本日いただきましたご意見等

はまた再度、そのあたりも含めましてこれから修正を行ってまいりたいと思います。

修正箇所につきましては、また先ほど会長からありましたように、このご意見に対してこういうふうに変更しましたという形でわかるような形で報告をさせていただきます。

あと本日をもちまして今回、次の招集がなければ、本年度の都市計画審議会は終了となります。委員の皆様方には大変お世話になりました。感謝を申し上げますとともに、今後とも様々なご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして第24回菊池市都市計画審議会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。